

地域自治組織等の活動に要する経費の一部助成実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、豊中市地域自治推進条例施行規則(平成24年豊中市規則第6号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、豊中市地域自治推進条例(平成24年豊中市条例第1号。以下「条例」という。)第8条第1項及び第2項の規定により市が実施する助成に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(助成金の額等)

第2条 助成金の額及び助成率は、毎年度予算の範囲内で、市長が定める。

(助成の種類及び助成限度額等)

第3条 助成の種類は次のとおりとする。

- (1) 条例第8条第1項の規定による助成 協働事業支援助成金及び地域自治助成金
 - (2) 条例第8条第2項の規定による助成 地域自治組織活動交付金及び地域づくり活動計画策定助成金
- 2 前項第1号の協働事業支援助成金の申込みができる組織は、次に掲げる要件を満たす者とする。
- (1) おおむね小学校区内を活動の範囲としていること
 - (2) 地域住民を対象として、地域コミュニティの活性化又は地域住民のつながりの形成に向けた取組を行う組織であること
- 3 第1項第1号の地域自治助成金の申込みができる組織は、次に掲げる要件を満たす者とする。
- (1) おおむね小学校区を活動の範囲としていること
 - (2) 全ての地域住民を対象として、地域コミュニティの活性化又は地域自治組織の形成に向けた取組を行う組織であること
 - (3) 条例第4条各号に掲げる地域自治の原則に即した運営を行うことを規定した規約を定めていること
- 4 助成限度額は、別表第1に定めるとおりとする。
- 5 前項の規定により算出した額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(助成対象事業等)

第4条 助成の対象となる事業又は事務(以下「助成対象事業等」という。)は、助成の種類に応じて次のとおりとし、規則第6条第1項の規定により助成を受けようとする組織(以下「助成申込組織」という。)が自ら実施するものであって、かつ、活動の計画書及び予算書に掲載されているものとする。

(1) 協働事業支援助成金

- ア 地域自治についての学習又は意見交換に関する事業等
- イ 地域住民の意見若しくはニーズ等の把握又は参画の促進に関する事業等
- ウ 地域の情報の発信又は共有に関する事業等
- エ 地域住民のつながりの形成に向けて、地域住民が対等な立場で話し合う場の設定及び地域の将来像の共有に関する事業等
- オ アからエまでに掲げるもののほか、地域コミュニティの活性化又は地域住民のつながりの形成に資する事業等

(2) 地域自治助成金

- ア 前号のアからウまでに掲げる事業等
- イ 地域自治組織の形成に向けて、地域住民が対等な立場で話し合う場の設定及び地域の将来像の共有に関する事業等
- ウ ア及びイに掲げるもののほか、地域コミュニティの活性化又は地域自治組織の形成に資する事業等

(3) 地域自治組織活動交付金

- ア 第1号のアからウまでに掲げる事業等
- イ 地域コミュニティの活動の総合的な調整に関する事業等
- ウ 地域づくり活動計画(条例第9条に規定する「地域づくり活動計画」をいう。以下同じ。)の策定又は更新に関する事業等
- エ 地域づくり活動計画に掲載された事業等
- オ アからエまでに掲げるもののほか、地域コミュニティの活性化又は地域の課題の解決に資する事業等

(4) 地域づくり活動計画策定助成金 地域づくり活動計画の策定に関する事業

- 2 前項の規定にかかわらず、市が実施する他の制度による助成を受けることができる事業等、又は助成の申込み前にすでに当該地域において独自の財源により実施されている事業等と同一の内容、対象者及び実施方法のものは、助成対象事業等としない。

(助成対象経費)

第5条 助成の対象となる経費(以下「助成対象経費」という。)は、助成対象事業等の実施に要する経費のうち別表第2に掲げるものであって、規則第6条第2項の規定により助成の決定を行った日の属する年度の年度内に支出されたものとする。ただし、会場の予約に必要な前払の使用料等、市長が特に必要と認めた費用についてはこの限りではない。

(助成の申込み)

第6条 助成申込組織は、次に掲げる書類を添えて助成金交付申込書を市長に提出しなければならない。

- (1) 当該年度の全ての活動の計画書及び予算書。地域づくり活動計画策定助成金の申込みをする組織にあつては、地域づくり活動計画策定に係る活動の計画及び予算額を明らかにすること。
 - (2) 条例第7条第1項の認定を受けた地域自治組織にあつては、前号の計画書及び予算書が組織の議決を受けたことを証する書面
 - (3) 地域自治助成金の申込をする組織にあつては、規約及び役員の名簿
 - (4) その他市長が必要と認める書類
- 2 助成の申込みは、1年度につき1回とする。
- 3 助成金の交付申込を行うに当たって、補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に助成率を乗じて得た金額(以下「当該助成金に係る仕入れに係る消費税等相当額」という。)がある場合には、これを減額して申込まなければならない。

(決定等の通知)

- 第7条 市長は、規則第6条第2項の規定により助成の決定をしたときは、その決定の内容及びこれに条件を付した場合はその条件を助成金交付決定通知書により、当該助成申込組織にその旨を通知するものとする。
- 2 市長は、助成を実施すべきでないと認めたときは、助成金不交付決定通知書により、当該助成申込組織に理由を付してその旨を通知するものとする。

(助成金の交付請求)

- 第8条 前条第1項の規定による通知を受けた組織(以下「交付決定組織」という。)は、速やかに助成金交付請求書を市長に提出するものとする。

(助成金の交付時期等)

- 第9条 助成金の交付は、地域自治組織活動交付金については、毎年度4月及び9月に、1回につき交付決定額の半額を、その他の助成金については、交付請求後速やかに交付決定額を交付するものとする。ただし、交付請求の時期、交付決定に付した条件又は助成対象事業等の実施時期若しくは実施状況等の事情により市長が必要と認めるときは、随時にこれを行い、又は1回当たりの交付金額を変更することができる。

(決定の変更等)

- 第10条 交付決定組織は、活動の計画書若しくは予算書に記載された事項の変更又は新規の事業等の追加の必要が生じたときは、あらかじめ変更後又は新規の事業等の計画書及び予算書その他市長が必要と認める書類を添えて助成事業等変更又は追加申込書を市長に提出しなけ

ればならない。

- 2 市長は、規則第6条第2項の規定により助成の決定をした場合において、交付決定組織から前項の申込書の提出があったときその他交付決定後の事情の変更による特別の必要が生じたときは、助成の決定の全部若しくは一部の取消又は当該決定の内容若しくはこれに付した条件の変更をすることができる。ただし、助成金の交付額の増額は、新規の事業等を追加する場合に限り、第3条第4項の助成限度額の範囲内で行うものとする。
- 3 市長は、第1項の申込書の提出があったときは、その内容を審査し、助成事業等の変更又は追加の可否を決定するものとする。
- 4 市長は、前項の規定により助成事業等の変更又は追加の可否を決定したときは、助成事業等変更又は追加可否決定通知書により当該申込みをした交付決定組織にその旨を通知するものとする。

(実績報告)

第11条 交付決定組織は、当該助成対象事業等が完了したときは、速やかに次に掲げる書類を添えて助成金実績報告書を市長に提出しなければならない。この際、実績報告を行うに当たって、当該助成金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかな場合には、これを助成金額から減額して報告しなければならない。

- (1) 当該年度のすべての活動の報告書及び決算書。地域づくり活動計画策定助成金の交付を受けた組織にあつては、地域づくり活動計画策定に係る活動の実施状況及び決算額を明らかにすること。
- (2) 金銭出納帳の写し
- (3) 領収書等の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

(決定の取消し)

第12条 市長は、交付決定組織が、次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 助成金を当該助成対象事業等以外の用途に使用したとき。
- (2) 助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他この要綱に基づく市長の指示に違反したとき。
- (3) 助成金の全部又は一部を使用しなかったとき。
- (4) 偽りその他不正な方法により助成金の交付を受けたとき。

(助成金の返還)

第13条 市長は、助成金の交付の決定を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更した場合において、当該取消し又は変更に係る部分に関し、既に助成金が交付されて

いるときは、期限を定めて、その返還を命ずることができる。

- 2 実績報告の提出後に、消費税及び地方消費税の申告により当該助成金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額(実績報告において減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の額)を速やかに市長に報告するとともに、市長の返還命令を受けて当該金額を市に返還しなければならない。

(帳簿等の整備)

- 第14条 交付決定組織は、当該助成事業等に係る金銭出納帳及び領収書等を常に整備しておかなければならない。

(帳簿等の閲覧)

- 第15条 交付決定組織は、第7条第1項の規定による助成金の交付決定通知があった日から同日の属する年度の翌々年度の末日まで、主たる事務所の所在地その他交付決定組織が指定する場所において、当該助成に関する書類又はその写しを地域住民の閲覧に供しなければならない。

(指示及び検査)

- 第16条 市長は、助成金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、交付決定組織に対し、随時、当該助成金の使用について必要な指示をし、又は検査をすることができる。

(交付申込書等の様式)

- 第17条 規則及びこの要綱による申込書等の様式は、様式第1号から様式第7号までに定めるとおりとする。

(その他の事項)

- 第18条 この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月5日から実施する。

附 則

この要綱は、平成24年11月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成29年3月13日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

附 則

1 この要綱は、令和6年4月1日から実施する。

2 この要綱による改正後の地域自治組織等の活動に要する経費の一部助成実施要綱第13条第2項の規定は、令和6年度以後の年度分の条例第8条第1項及び第2項の規定により市が実施する助成金の交付を受ける者について適用し、この要綱による改正前の地域自治組織等の活動に要する経費の一部助成実施要綱 第6条の規定に基づき令和5年度分までの助成金の交付を受けた者については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和6年12月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から実施する。

別表第1 (第3条関係)助成の種類及び助成限度額

助成の種類	助成限度額
協働事業支援助成金	一つの組織につき、100,000 円を限度とし、1回限りの申込みとする。
地域自治助成金	一つの組織につき、「10 円×当該組織が範囲とする小学校区の人口×高齢者率係数×年少人口率係数により算出した額+100,000 円」又は 300,000 円のいずれか低い額を限度とし、申込みの総額が限度額の範囲内で、3回まで申込みをすることができる。
地域自治組織活動交付金	一つの組織につき、「50 円×当該組織が範囲とする小学校区の人口×高齢者率係数×年少人口率係数により算出した額+2,000,000 円」又は 3,000,000 円のいずれか低い額を限度とする。
地域づくり活動計画策定助成金	一つの組織につき、200,000 円を限度とし、申込みの総額が限度額の範囲内で、3回まで申込みをすることができる。

備考

- 1 小学校区人口、高齢者率(65歳以上の人口割合をいう。)及び年少人口率(15歳未満の人口割合をいう。)は、助成対象年度の前年度の10月1日現在の人口統計に基づき算出する。
- 2 高齢者率係数は、当該小学校区の高齢者率を市の高齢者率で除した数、年少人口率係数は、当該小学校区の年少人口率を市の年少人口率で除した数とし、いずれの係数も、1を下回る場合は1とする。

別表第2 （第5条関係）助成対象経費

経費区分	主な内容
謝礼金等	講師又は出演者等への謝礼金，事業又は事務を行うスタッフへの謝礼金等（役務の提供に対する謝礼対価）
旅費交通費	交通費，駐車場代等
会議費	会議の会場代，コピー代，茶代等
消耗品費	事務用品費，コピー代，教材・食材費，景品代等
光熱水費	活動に使用する事務所などの光熱水費
食糧費	来客，講師又は出演者等の茶代 （懇親会，スタッフの弁当代等は対象外）
印刷製本費	冊子等の印刷代（印刷事業者に発注するもの）等
修繕料	所管する備品等の修繕料等
通信費	切手又ははがき，送料，電話代等
手数料	ごみ処理経費、振込手数料等
保険料	傷害保険，ボランティア保険等
委託料	清掃，設営等
使用料及び賃借料	会場代，車両借上料，備品等のリース又はレンタル代等
備品購入費	活動の継続実施に必要な備品
負担金	他団体と協働で実施する事業の負担分
その他	市長が特に必要と認めるもの

備考

- 1 備品購入費は，交付決定額の5割未満を限度とする。
- 2 備品は，リース又はレンタルを原則とする。購入は，使用頻度及び維持管理経費等を考慮した上で決定するものとし，購入する備品の管理，使用及び貸出のルールを定めるものとする。
- 3 地域における人材の育成、活動に要する経費の一部の助成その他必要な支援を行うための交付金であり、備品購入を目的としたものではないことに留意する。

様式第 1 号（規則第 6 条第 1 項関係）

助成金交付申込書

年 月 日

（あて先）豊 中 市 長

（申込者） 組織の名称
主たる事務所
の所在地（又は
代表者住所）
代表者名
連絡先

豊中市地域自治推進条例施行規則第 6 条第 1 項の規定により，助成金の交付を受けた
いので，関係書類を添えて申し込みます。

助成金の名称	助成金申込額
協働事業支援助成金	円
地域自治助成金	円
地域自治組織活動交付金	円
地域づくり活動計画策定助成金	円

添付書類

- （1） 当該年度のすべての活動の計画書及び予算書
- （2） 条例第 7 条第 1 項の認定を受けた地域自治組織にあつては，前号の計画書及び予算
書が組織の議決を受けたことを証する書面
- （3） 地域自治助成金の申込をする組織にあつては，規約及び役員の名簿
- （4） その他市長が必要と認める書類

様式第 2 号

豊市地第 号

助成金交付決定通知書

年 月 日

様

豊 中 市 長

年 月 日づけで申込みのあった助成金について, 次のとおり決定しましたので, 地域自治組織等の活動に要する経費の一部助成実施要綱第 7 条第 1 項の規定により通知します。

助成金の名称	助成金交付決定額
協働事業支援助成金	円
地域自治助成金	円
地域自治組織活動交付金	円
地域づくり活動計画策定助成金	円

交付の条件

様式第 3 号

豊市地第 号

助成金不交付決定通知書

年 月 日

様

豊 中 市 長

年 月 日づけで申込みのあった助成金について、不交付と決定しましたので、地域自治組織等の活動に要する経費の一部助成実施要綱第 7 条第 2 項の規定により通知します。

助成金の名称	
--------	--

不交付の理由

様式第4号

助成金交付請求書

年 月 日

(あて先) 豊 中 市 長

(申込者) 組織の名称

主たる事務所の所在地（又は代表者住所）

代表者名

年 月 日豊市地第 号で交付決定された助成金について、地域自治組織等の活動に要する経費の一部助成実施要綱第8条の規定により交付を請求します。

助成金の名称	助成金請求額
協働事業支援助成金	円
地域自治助成金	円
地域自治組織活動交付金	円
地域づくり活動計画策定助成金	円

振込先口座

金融機関名	銀 行 信用金庫 ()		本 店 支 店 出張所						
預金種別	普通 ・ 当座	口座番号							
口座名義	ふりがな								
	漢字								

様式第 5 号

助成事業等変更又は追加申込書

年 月 日

(あて先) 豊 中 市 長

(申込者) 組織の名称

主たる事務所
の所在地(又は
代表者住所)
代表者名

年 月 日豊市地第 号で交付決定された助成事業等について、次のとおり追加又は変更したいので、地域自治組織等の活動に要する経費の一部助成実施要綱第 10 条第 1 項の規定により、関係書類を添えて申し込みます。

組織の名称		
助成金の名称		
追加する事業 又は変更する事項		
変更の 場合	変更前	
	変更後	
追加又は変更年月日		

添付書類

- (1) 変更後又は新規の事業等の計画書及び予算書
- (2) その他市長が必要と認める書類

様式第 6 号

豊市地第 号

助成事業等変更又は追加可否決定通知書

年 月 日

様

豊 中 市 長

年 月 日づけで申込みのあった助成事業等の追加又は変更について、次のとおり決定しましたので、地域自治組織等の活動に要する経費の一部助成実施要綱第 10 条第 4 項の規定により通知します。

助成金の名称	
決定内容	変更又は追加を認めます ・ 変更又は追加を認めません
変更又は追加後の 助成金交付決定額	

交付の条件又は変更若しくは追加を認めない理由

様式第 7 号

助成事業等実績報告書

年 月 日

(あて先) 豊 中 市 長

(申込者) 組織の名称

主たる事務所
の所在地(又は
代表者住所)

代表者名

年 月 日づけで申し込み、年 月 日豊市地第 号で交付決定された助成事業等に係る実績を、地域自治組織等の活動に要する経費の一部助成実施要綱第 11 条の規定により、関係書類を添えて報告します。

助成金の名称	☐ 協働事業支援助成金 ☐ 地域自治助成金 ☐ 地域自治組織活動交付金 ☐ 地域づくり活動計画策定助成金
助成事業等の 実施期間	年 月 日から 年 月 日まで
助成事業等の実績	別紙のとおり

添付書類

- (1) 当該年度のすべての活動の報告書及び決算書
- (2) 金銭出納帳の写し
- (3) 領収書等の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類